

議案第 104 号

流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
流山市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月20日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）等による戸籍法（昭和22年法律第224号）の一部改正に伴い、本籍地以外での戸籍証明書等の交付、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行並びに届書等情報の内容の証明書の交付及び閲覧に係る事務が創設されたことから、当該事務に係る手数料を追加するほか、所要の改正を行うためである。

流山市手数料条例の一部を改正する条例

流山市手数料条例（平成12年流山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第3の3の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表の8の項中「事務」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改め、同項を10の項とし、同表の7の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同項を9の項とし、同表の6の項を7の項とし、同項の次に次のように加える。

8 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除	除籍電子証明書提供用 識別符号1件につき 700円
--	---------------------------------

く。)

別表第3の5の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項を6の項とし、同表の4の項の次に次のように加える。

5 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び8の項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円
---	-------------------------

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第 105 号

教育委員会委員の任命について

流山市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

- 1 氏 名 勝本 正實
 - 2 住 所 流山市〇〇〇〇〇〇
 - 3 生年月日 昭和25年〇〇月〇〇日
- 令和5年12月20日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 教育委員会委員杉浦明氏の任期が、令和5年12月31日をもって満了することに伴い、後任の教育委員会委員を任命するに当たり議会の同意を求めるためである。

参考添付

経 歴 書

氏 名	勝本 正實
現 住 所	流山市〇〇〇〇〇〇
生 年 月 日	昭和 2 5 年 〇 〇 月 〇 〇 日
経 歴	<p>昭52. 3 立正大学仏教学部宗学科卒業</p> <p>昭57. 3 佛教大学浄土学専攻修了</p> <p>平13.11 } 特定非営利活動法人自立サポートネット流山理 平31. 4 } 事長</p> <p>平17. 7 } 特定非営利活動法人ゆったりほーむ理事長 平25. 6 }</p> <p>平26. 5 } 特定非営利活動法人レスポワール理事長 平30. 5 }</p> <p>平11. 4 精神障害者家族会よつば会副会長 現在に至る。</p> <p>平26. 5 流山地域障がい福祉サービス事業者協議会会長 現在に至る。</p> <p>令元. 6 社会福祉法人よつば理事長 現在に至る。</p> <p>令 4. 4 流山市地域自立支援協議会副会長 現在に至る。</p> <p>令 4. 7 流山市生きづらさ包括支援の在り方懇談会座長 現在に至る。</p> <p>令 5. 6 社会福祉法人青葉会評議員 現在に至る。</p>